

とくしま農林漁家民宿確認要綱の改正について

1 概 要

現要綱では、「とくしま農林漁家民宿」は“農林漁家又は農林漁家が主体的に組織・運営する団体”が経営主体となり、かつ経営主体自らの役務提供の実施が条件となっている（一部あっせんは可）。

しかし、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（余暇法）に定める「農林漁業体験民宿」は、平成17年に農林漁家以外でも開業可能となっていること、また徳島県規制改革会議において、とくしま農林漁家民宿の農林漁家以外による開業や、宿泊と役務提供の役割分担について要望があったことを踏まえ、次のとおり要綱改正を行い、民泊推進を内容の一つとして県版特区に指定された美馬市で試験的に施行。その効果を検証した上で全県での施行の可否を判断する。

2 主な改正点

(1) 経営主体

農林漁家以外の者を追加。

（開業にあたって地域内の農林漁家と連携する個人に限る）

(2) 手続きへの市町村の関与

(3) 役務の提供

ア 経営主体が農林漁家以外の場合、役務提供は地域内の農林漁家等と協力する。

イ 経営主体が農林漁家の場合、役務提供はあっせんのみでも可とする。

※ 県版特区の美馬市で試験的に施行し、効果を検証して全県施行の可否を判断。

3 改正年月日（予定）

平成30年4月1日